

令和7年度採用

宮代町会計年度任用職員 募集要項

通常任用

●募集職種

一般事務

●申込期間（持参または郵送）

令和7年4月10日（木）から4月21日（月）まで

●選考日

令和7年4月28日（月）から4月30日（水）までの間で指定する日

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、1 会計年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）で勤務する非常勤職員です。

一般職の地方公務員としての身分を有するとともに、職務に専念する義務等の服務規律が適用されます。

2 応募資格

以下に掲げる地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人は、応募できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 宮代町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、職種により、資格等が必要になる場合があります。

3 募集業務及び募集人数等

次の表に掲げる職種、職務内容について募集を行います。

なお、採用人数については、選考の結果、募集人数に満たない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

募集番号 32	一般事務	受付窓口	町民生活課 地域振興担当
任用形態	パートタイム	募集人数	1 人
応募資格	パソコンの基本的操作（Word、Excel）ができる人		
任用期間	任用の日から令和 8 年 3 月 31 日まで		
業務内容	・開館・閉館に伴う作業 ・来館者の受付業務 ・館の事業における補佐的業務 ・Word や Excel 等による入力作業 等		
勤務場所	宮代町コミュニティセンター進修館		
勤務日及び勤務時間	1 週間の勤務日 月曜日から日曜日までのうちの 4 日（シフト制） 1 日の勤務時間 （1）8 時 30 分から 16 時 30 分まで（7 時間）休憩 1 時間 （2）13 時 30 分から 21 時 30 分まで（7 時間）休憩 1 時間 ※（1）または（2）によるシフト制		
休日等	令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日まで		
給与・報酬	時給 1,183 円 期末・勤勉手当 あり		
健康保険等	健康保険・厚生年金保険 加入 雇用保険 加入		

4 申込手続き

- (1) 申込期間 令和7年4月10日(木)から4月21日(月)まで
- (2) 申込場所 下記担当に、(3) 提出書類にある書類を持参または郵送
※郵送の場合は、簡易書留、申込期間内必着

場 所	住 所	受付時間	閉館日
宮代町立コミュニティセンタ 一進修館ボランティア室内 (地域支援課地域振興担当)	〒345-0822 宮代町笠原 1-1-1	8時30分～17時15分	なし

- (3) 提出書類 令和7年度採用 宮代町会計年度任用職員申込書
※提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 選考日程 令和7年4月28日(月)から4月30日(水)までの間で担当課が指定する日時
※日時及び会場については、申込期間終了後に担当課から通知します。
- (5) 選考方法 面接試験
- (6) 選考結果 令和7年5月中旬までに、順次、選考の可否について通知します。

5 勤務条件等

- (1) 任用期間
任用期間は、任用の日から令和8年3月31日までです。
なお、任用後1か月間は、「条件付採用期間」となります。(実際の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで期間が延長されます。)
- (2) 服務
地方公務員法に基づき、次の服務規律が適用されます。
なお、勤務成績が良くない場合、公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。また、法令違反等の非違行為があった場合は、懲戒処分の対象となります。

※服務の宣誓 ※法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ※信用失墜行為の禁止
※秘密を守る義務 ※職務に専念する義務 ※政治的行為の制限 ※争議行為等の禁止
※営利企業への従事等の制限 (パートタイム会計年度任用職員は適用外)

(3) 給与・報酬等

- ・任用形態ごとに、以下の給付があります。

任用形態	給付の種類
パートタイム	報酬(地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給の相当額の報酬を含む)、期末手当(※2)、勤勉手当(※3)、費用弁償(通勤費相当額)(※1)

- ※1 交通用具を利用し、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給されます。
- ※2 1週間の所定労働時間が15時間30分以上で、任用期間が6か月以上の場合に、6月と12月に支給されます(令和6年度実績 期末手当 年2.45月分(初年度は1.5925月分))。
- ※3 1週間の所定労働時間が15時間30分以上で、任用期間が6か月以上の場合に、6月と12月に支給されます(令和6年度実績 期末手当 年2.05月分(初年度は1.3325月分))。
- ・給与改定等により、給与、報酬額が変わる場合があります。

- ・宮代町の会計年度任用職員としての職歴に応じ、給料や報酬額が加算される場合があります。

（４）休暇等

年次有給休暇の他、結婚、忌引、病気休暇などがあります。

※勤務条件によって休暇の種類や日数の付与は異なります。

（５）健康保険等

加入要件を満たす場合には、共済短期給付（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

（６）公務災害

町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかの適用があります。

【参考】扶養範囲内（年収 130 万円未満）での勤務を希望する方へ

地方自治法の改正により、会計年度任用職員の給与制度（賞与）が見直され、従来の期末手当に加え、令和 6 年度からは勤勉手当の支給が開始されました。

賞与が支給される勤務条件で働く場合は、年収 130 万円を超え、扶養の対象外となることが見込まれます。

扶養範囲内での勤務を希望する場合は、十分に注意いただくようお願いします。

6 問合せ先

○制度全般に関すること

- ・宮代町 総務課 庶務職員担当 TEL 0480-34-1111（内線 202・203）

○募集内容に関すること

- ・宮代町 地域支援課地域振興担当 TEL 0480-33-3846
（宮代町立コミュニティセンター進修館ボランティア室内）